

伊奈町議会議員

政治倫理条例(素案)

かねてより、議会運営委員会で検討されていた「伊奈町議会議員政治倫理条例(素案)」が完成しました。その全文を公表します。

(目的)

第1条 この条例は、伊奈町議会基本条例(平成25年伊奈町条例第22号)第13条に規定する伊奈町議会議員(以下「議員」という。)の政治倫理の確立に関する基本事項を定め、もって清浄で公正に開かれた健全かつ民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

第3条 議員は次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄付を受けないものとし、議員の後援団体についても同様とすること。

(2) 町民の代表者として、その品位を損なうような一切の行為を慎み、その職務に關して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(3) 町民の代表者としての自覚をもち、常に人格と倫理の向上に努め、その地位を不正に利用したと疑わせるような金品を授受しないこと。

(4) 町及び町が出資している法人、もしくは補助金を交付している団体の工事、業務委託、物品納入、資材購入等に関して、特定の業者の推薦や紹介をするなど、有利な取り計らいをしないこと。

(5) 町職員の採用、昇進、人事異動等に関し特定のものの推薦、紹介、その他地位を利用した影響力を行使しないこと。

(6) 法令に定めがある場合を除き、町から活動及び運営に対する補助又は助成を受けている団体等の代表又は副代表に就任しないこと。

(7) 議員は、前項の規定に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に努め、その責任を明らかにしなくてはならない。

(8) 町の工事等に関する(町の工事等に関する)遵守事項)

第4条 議員又は議員の配偶者、2親等以内の親族又は同居の親族(以下「議員関係企業」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町及び町が出資している法人、もしくは補助金を交付している団体が行う工事の請負契約、下請工事、業務委託契約及び物品納入契約並びに法第24条の2第3項の規定による指定管理者の指定を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないよう努めなければならない。ただし、災害等特別な理由があるときは、この限りでない。

2 前項に規定する「実質的に経営に關与する企業」とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。

1 議員が資本金その他これらに準ずるものの3分の1以上を出資している企業

2 議員がその経営方針に關与している企業

3 議員が定期的に報酬(顧問料等その名目を問わない。)を受領している企業

4 議員は、議員、議員関係者及び議員関係企業が第1項の規定による辞退をするときは、任期開始の日から30日以内に議長に辞退届を提出するものとする。

(政治倫理審査会の設置)

第5条 議長は、次条第1項の規定による調査の請求を受けたとき、及び第7条の規定により調査を求める必要があると認めるときは、伊奈町議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置し、これにその審査を付託しなければならない。

2 審査会の委員は7人以内とし、議員のうちから会派を考慮し議長が任命する。

3 委員の任期は、付託された事案の審査結果を議長に報告した日までとする。

4 審査会の会議は、公開を原則とする。

5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

6 町民は、次に掲げる事由があるときは、法第18条に定める選挙権を有するものの30分の1以上の連署をもつて、議長に調査を請求することができる。

(1) 議員が政治倫理基準に違反した疑いがあるとき。

(2) 議員が町の工事等に関する遵守事項に違反した疑いがあるとき。

2 議長は、前項の規定により調査の請求を受けた日から起算し、10

日以内に前項の規定による書面の写しを添えて審査会に調査を求めなければならぬ。

(議長からの調査請求の措置)

第7条 議長は、次に掲げる事由があるときは、速やかに審査会に調査を求めなければならない。

(1) 議員が政治倫理基準に違反した疑いがあるとき。

(2) 議員が町の工事等に関する遵守事項に違反した疑いがあるとき。

(審査会の調査)

第8条 審査会は第6条第2項及び前条の規定により調査を求められたときは、当該事実の有無の調査を行い、調査を求められた日から起算して60日以内に調査結果報告書を議長に提出しなければならない。

2 審査会は、前項の調査を行うため、関係者から資料の提出及び事

情聴取を求めることができる。

3 議長は、第1項の規定により調査の結果を受けた日から起算し、10日以内にその調査結果を請求者及び当該議員に文書で回答しなければならない。

4 審査会の調査結果は、前項の規定による回答後速やかに閲覧に供するものとする。

(政治倫理基準等の違反行為に対する措置)

第9条 審査会は、前条の規定により調査した結果が第3条及び第4条の規定に違反しているときは、議会に報告しなければならない。

2 議長は、前項の規定による報告を受けたときは、広報紙による公表その他必要な措置を講じなければならない。

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際、現に第3条第1項第6号の団体等の代表又は副代表に就任している議員は、この条例の施行の日から1年間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該団体等の代表又は副代表に就任していることができる。

2 この条例の施行後新たに議員に就任した者で、第3条第1項第6号の団体等の代表又は副代表に就任しているものは、議員就任の日から1年間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該団体等の代表又は副代表に就任していることができる。

3 前2項の場合において、議員は速やかに当該団体の名称、代表者の氏名、役職名及び任期を議長に報告しなければならない。

伊奈町議会議員政治倫理条例、規則(素案)を決定

議会運営委員会では、昨年3月の議会基本条例の答申の際、申し送り事項となっていた議員倫理条例の制定に向けて視察研修や審議を重ねてきましたが、平成26年6月に伊奈町議会議員政治倫理条例、規則(素案)を全会一致で決定しました。

この条例は、議員の政治倫理の確立を主権者たる町民に宣言し、もって町民に信頼される清浄で民主的な町政の発展に寄与することを目的とし、その目的達成のため議員のさまざまな活動に必要な範囲で一定の制約を加えるものです。

委員会では、本条例案につきまして、広く町民からご意見をお伺いして、ひとりでも多くの皆さまの納得のいく倫理条例を制定したいと思っております。

つきましては、次のとおり町民の皆さまの意見募集(パブリックコメント)を実施しますので、多くの皆さまのご意見をお寄せください。

意見募集(パブリックコメント)

- 1 案件名 「伊奈町議会議員政治倫理条例(素案)」
- 2 意見募集期間 平成26年8月1日(金)から
平成26年8月31日(日)まで
- 3 担当課 議会事務局
問合せ 電話048-721-2111(代表)
内線2311
- 4 公表資料及び公表方法
(1)公表する資料 「伊奈町議会議員政治倫理条例(素案)」
(2)公表の方法 議会事務局での閲覧、町ホームページ、議会だよりへの掲載
- 5 意見提出者の範囲 町内に住所を有するかた
- 6 意見等の提出方法 (いずれかの方法で提出してください)
(1)郵便 〒362-8517 伊奈町大字小室9493番地
伊奈町議会事務局宛(当日消印有効)
(2)FAX 048-723-6067
(3)電子メール 議会ホームページの入力フォームより入力し、送信してください。
(4)直接持参 役場3階 議会事務局
*いただいた意見に対する議会の考え方等については、ホームページ及び議会事務局で一括公表する。
- 7 町民コメント(意見書)提出の際の記載事項
(1)タイトル「伊奈町議会議員政治倫理条例(素案)に対する意見」
(2)住所 (3)氏名 (4)電話番号 (5)意見等
*記載事項に不備などがある場合は、ご意見として取り扱えないことがあります。(匿名意見は受け付けません)